

正 会 員 各 位

(一社) 全国ＬＰガス協会

国の審議会等における資料等について（お知らせ）

標記審議会が下記のとおり開催され、同省のホームページにその資料が掲載されましたので、お知らせいたします。

なお、誠に恐縮ではございますが、本資料につきましては容量が大きいことから添付しておりませんので、下記ホームページよりご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

記

○保安・消費生活用製品安全分科会 高圧ガス小委員会(第２８回)

: 令和７年３月１８日(火)開催

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/koatsu_gas/028.html



〔主な概要等〕

経産省より、高圧ガス保安分野における取り組み状況及び高圧ガス事故の発生状況について報告が行われました。令和６年高圧ガス事故においてはＬＰガスに起因する死亡事故３件について詳細な報告がありました。

○保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会(第１９回)

: 令和７年３月１９日(水)開催

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/ekika_sekiyu/019.html



〔主な概要等〕

経産省より、「液化石油ガス安全高度化計画２０３０」における本年度の達成状況及び経産省並びにＬＰガス関係団体が実施した進捗状況について報告がありました。

当協会村田専務理事より、当協会が実施している「ＬＰガス安心サポート推進運動」の進捗状況及び保安関係の取り組みについてプレゼンを行いました。

保安関係の取り組みとしては「定期消費設備調査」、「電磁的周知の活用」、「ＬＰガス容器と火気における２ｍの保安距離」の規制における課題と対応策の要望について発表しました。

発表後、特別民間法人高圧ガス保安協会から経産省と協議の上、最新の技術を用いて、安全を保てるよう仕組みを考えてほしいとの発言がありました。

また、経産省より以下の内容について報告がありました。

- ① ２０２４年度立入検査の実施状況及び２０２５年度立入検査の重点について【報告】

② 質量販売緊急時対応講習の運用の見直しについて【審議】

③ 令和6年能登半島地震を契機とした災害対策に関する調査【報告】

なお、当協会村田専務理事より、②の審議について、現行制度を踏襲する見直し案では、LPGガス販売後の保安責任の不明確さ、講習修了の期限後の緊急時対応としてLPGガス販売事業者には負担がかかる現場の実情を反映していない現在の制度設計から、LPGガス販売事業者は強く不安を感じている。制度見直しには、当協会も協議に参加させていただき、以上の懸念点を改めて検討お願いしたい旨の発言をしました。

○資源・燃料分科会 資源開発・燃料供給小委員会 液化石油ガス流通ワーキンググループ
：令和7年3月19日(水)開催

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/011.html



【主な概要等】

商慣行是正に向けて令和6年7月2日に液石法省令が施行され、その後の状況(①LPGガス事業者等による取組状況(ヒアリング)として、LPGガス事業者から取組み状況、②三部料金制の徹底に係わる規律の施行、③市場監視・モニタリングに関する議論)について報告が行われ、今後の対応として、液石法等の関係で問題となる行為や望ましい行為の考え方、取り締まり等の方針、三部料金制の問題等について議論が行われました。

当協会より、委員として高橋流通委員長及びオブザーバーとして村田専務理事が出席し、以下の発言を行いました。

【高橋委員及び村田オブザーバーの主な発言】

〔高橋委員〕

- ・LPGガス販売事業者等の取り組みを聞けまして、良いお手本になる内容と思いました。以前は社員がどんな提案をしても、他社が無償貸与をやっており、まともな営業ができなかったが、制度改正により、社員がプライドを持って営業ができる状態になったという良い効果もでています。
- ・しかし現実には、昨年7月施行前だけでなく、施行後も自主取組宣言を行ったLPGガス販売事業者に対して狙い撃ち営業をしていることは大問題です。
- ・ブローカーが狙い撃ち営業をしていることが多いので、神奈川県では、県警と一緒にチラシを配布したり等ブローカーの対策を行っています。
- ・通報フォームにより、相当な数の事例報告があったと伺っていますが、経産省がどのような対応をしているか実態が見えません。ブローカーが違法行為をしても経産省が取り締まらなるとエスカレートしていきます。ついては、通報フォームの情報が事実なら、実名を公表していただき、しっかり指導していただきたいです。
- ・三部料金制の問題について、一部のLPGガス販売事業者が、消費者に対して売込料金、公表料金を示して、実際には売込料金の3倍の料金で取引していることも現実であり、消費者に不信感を持たれているので、料金を透明化しないといけない、このような対応をしているLPGガス販売事業者に対して、法令遵守するよう徹底的に指導していただき、自主取組宣言を公表してもらうようお願いしたいです。
- ・本年4月2日に施行になりますので、業界全体で法令遵守して、料金問題について真摯に対応しないといけないです。

〔村田オブザーバー〕

- ・ 経産省が行った商慣行に向けたＬＰガス販売事業者等の取り組み状況調査は、制度改正の実効性を高めるためにも大変重要だと思います。
- ・ 当協会は昨年３月に会員に対して、取引の適正化・料金の透明化に向けて当協会が策定した自主行動指針を参考に自社のホームページ等に自主取組宣言を公表するようお願いし、当協会としても一定の貢献をしてきたかと思います。
- ・ 本日、ＬＰガス販売事業者等のプレゼンを聞いて、しっかりと取り組んでいることは理解しましたが、他方、自主取組宣言しているＬＰガス販売事業者の支店・営業所等まで徹底しているか規制当局による立入検査において確認してもらうことが必要かと思います。
是非とも立入検査の体制の構築をお願いし、改善を促した事例についても情報共有をお願いします。
- ・ 規制当局での市場監視の整備ですが、立入は３，０００件を超えているが、立入状況を網羅的に整理して、定期的にフォローアップすることが重要であります。規制当局の法令執行レベルの差がないように経産省としてしっかり対応いただきたいです。
- ・ 自治体の指導事例をみると通報フォームに報告された事例なのか、リンクの状況が見えませんが、情報共有をお願いします。
- ・ 経産省による指導事例で法令違反行為についての見解のコンセンサスが出てきたと思われますが、過大な利益供与について脱法的な行為が起きており、臨機応変に立入検査をしていただき、ブローカーによる強引な勧誘など悪質な事例は摘発していただきたいです。
- ・ 三部料金制と過大な営業行為のＱ＆Ａについて、もっと網羅的に整備してデータベース化するべきです。一部の経済産業局で作成したＱ＆Ａが、質問に対して回答がわかりにくいものがあり、基本的な原理原則をしっかりと示して明確な回答を出していただくよう、経産省として一貫した責任のある対応をお願いします。

○保安・消費生活用製品安全分科会(第１４回)：令和７年３月２６日(水)開催

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/014.html



〔主な概要等〕

経産省より、各小委員会(高圧ガス・液化石油ガス・ガス安全等)の検討状況について報告がありました。

ＬＰガス関係につきましては、３月１９日に開催した液化石油ガス小委員会について①液化石油ガス安全高度化計画２０３０のフォローアップ、②２０２４年度立入検査の実施状況及び２０２５年度立入検査の重点、③質量販売緊急時対応講習の見直し、④令和６年能登半島地震を契機とした災害対策に関する調査の４つの事項について報告がありました。

以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、岩田、國坂